

提出書類について

日本学生支援機構令和6年度大学等奨学生採用候補者（高校等からの予約者）
大学進学後の手続きについて

大学進学後の手続きについての動画を公開しています。
以下のURLからご覧ください。

説明動画URL：<https://youtu.be/TTdMRstBOW0>



なお、この動画の公開期限は、5月31日（金）です。公開期限を過ぎると視聴
できませんので、ご注意ください。

1. 【全員】令和6年度大学等奨学生採用候補者決定通知（進学先提出用）

[（記入例）採用候補者決定通知（進学先提出用）](#)参照

- ・【本人保管用】は提出しないでください。
- ・【本人保管用】記載の「進学届提出用パスワード」は「進学届」入力の際に必要です。大切に保管してください。

2. 【全員】返信用封筒（レターパックライト）1通

[（記入例）返信用封筒（レターパックライト）](#)参照

- ・奨学生証、返還誓約書（貸与奨学生のみ）等の採用関係書類を送付する際に使用します。郵便局にて購入してください。（1枚370円）

3. 【該当者（給付奨学金採用候補者のうち自宅外通学となる者）のみ】

①【給付様式35】通学形態変更届（自宅外通学）（「記入例」参照）

②賃貸借契約書のコピー等の証明書類及び様式35チェックシート

- ・自宅外通学月額選択者は、奨学金採用後に自宅外通学証明書の審査が実施されます。従って、奨学金採用後、数か月間は「自宅通学」の月額が支給されます。

自宅外月額の反映月に「自宅外通学」と認定された月からの差額がまとめて支給されます。（自宅外月額適用に係る申請を入学前に行った者のうち、手続きが不備なく完了した者については、初回振込時より自宅外月額が振り込まれます。

- ・②の証明書類は、「【要確認】自宅外通学要件確認チャート（高校等からの予約）」に従って、必要書類を揃えてください。

居住証明書を含む一部書類については、該当する対象区分の者のみ、提出が必要となる書類ですので、必ずご自身の対象区分を確認してください。

提出書類について

賃貸契約書のコピーを提出する場合は、契約内容（物件名・家賃等）、貸主借主、契約期間の記載があるページをコピーして提出してください。（重要事項説明書や入居申込書は自宅外の証明書にはなりません。）

・五十嵐寮・六花寮の入寮者は①と様式 35 チェックシートを提出してください。入寮証明書は、大学において一括で発行しますので、様式 35 チェックシート内で、大学が入寮証明書を発行することについて「同意」してください。

入寮証明書は入寮後（4月以降）の発行となりますので、五十嵐寮・六花寮の入寮者は、入学後に、通学形態変更届による手続きを進めてください。

< 「【給付様式 35】通学形態変更届（自宅外通学）」の「主に通学しているキャンパスの住所」について >

【五十嵐キャンパス住所】を記入してください。

※医学部・歯学部の1年生も五十嵐キャンパスの住所を記入してください。

〒950-2102 新潟市西区五十嵐2の町 8050 番地

< 「自宅外通学」について >

・「自宅外通学」の区分で支給を受けるためには、実家以外の場所に家賃を支払って居住していることの証明書類の提出が必要です。

・「自宅外通学」を選択するためには、次のア～オのいずれかに該当している必要があり、これに該当しない場合は、実際に実家以外の場所に居住している場合であっても、「自宅通学」を選択することになります。

ア. 実家（生計維持者いずれもの住所）から大学等までの通学距離が片道 60 キロメートル以上（目安）

イ. 実家から大学等までの通学時間が片道 120 分以上（目安）

ウ. 実家から大学等までの通学費が月 1 万円以上（目安）

エ. 実家から大学等までの通学時間が片道 90 分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が 1 時間当たり 1 本以下（目安）

オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

4. 【該当者のみ】日本政策金融公庫の「国の教育ローン」申込（貸与奨学金の大学等奨学生採用候補者決定通知（進学先提出用）に「必要」と記載がある者のみ）

・【日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：不要】と記載のある場合や、入学時特別増額貸与奨学金を辞退する者は以下の書類を提出する必要はありません。

① 入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書

② 融資できないことが記載された日本政策金融公庫からの通知文のコピー

・②について、圧着ハガキによる通知の場合は、申込者氏名が記載されている表

提出書類について

面も提出必要です。

- ・【日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：必要】と記載がある場合、①ならびに②の書類がなければ、入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けることができません。

5. 【該当者のみ】奨学生本人が外国籍の場合

- ・「在留カード」「特別永住者証明書」のコピー等、現在の在留資格・在留期間が明記されているものを提出してください。

【問い合わせ先】

学務部学生支援課 奨学支援係

(総合教育研究棟A棟1階①番窓口)

電話：025-262-7337

メール：shougaku@adm.niigata-u.ac.jp